

医療法人関係の最近の動き

医療法人制度について

医療法人制度創設の趣旨

医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、

- ①資金の集積を容易にするとともに、
- ②医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営困難を緩和することを目的とする。（昭和25年創設）

主な制度改正

昭和39年 ・特定医療法人制度の創設（法人税法上の制度）

昭和60年医療法改正

- ・理事長に関する規定の整備（原則、医師又は歯科医師）
- ・一人医師医療法人制度の創設 等

平成18年医療法改正

- ・解散時の残余財産の帰属先の制限
- ・附帯業務の拡大（社会福祉事業の範囲の見直し、有料老人ホームの設置）
- ・社会医療法人制度の創設
- ・役員、社員総会等の医療法人の内部管理体制の明確化
- ・事業報告書等の作成、閲覧に関する規定の整備
- ・社会医療法人債（公募債）発行に必要な規定の整備
- ・基金制度の創設 等

医療法人制度に関する規制の見直し

昨年、医療部会において議論された事項の対応結果。（「規制・制度改革に係る方針」(H23.4.8閣議決定)を踏まえた検討）

<参考>

「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)(抄)

「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」

- ① 医療法人と他の法人の役職員を兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化を図る。
- ② 医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることの必要性について検討する。
- ③ 法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルール of 明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化について検討する。

医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について

「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日付 厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知)の一部を改正。

<改正内容>

- ・ 原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこととした上で、開設者である法人の役員の過半数を超えないことなど例外となる要件を明示し、それまで都道府県によってバラツキのあった「兼務ができる範囲」の明確化を図った。

医療法人が他の医療法人に融資を行うことについて

「医療機関債発行のガイドラインについて」(平成16年10月25日付 厚生労働省医政局長通知)の一部を改正。

<改正内容>

- ・ 医療法人が他の医療法人の発行する医療機関債を購入できる要件を新たに定め、一定の条件の下で医療法人が他の医療法人へ融資を行うことができる場合のルールを制定した。

医療法人の合併手続について

「医療法人の合併について」(平成24年5月31日付 厚生労働省医政局指導課長通知)を発出。

<内容>

- ・ 法人種別の異なる場合も含めた法令の規定に基づく医療法人の合併のルールについて、明確化の観点から、合併前の医療法人のいずれもが持分あり医療法人である場合であって、合併後もいずれかの医療法人が存続するときに限り、持分あり医療法人とすることができることなどを明記した。
- ・ 手続の迅速化の観点から、必要に応じ、都道府県医療審議会の部会開催を随時行う等、実態に応じた運営を図られたいこととした。

国民会議、産業競争力会議における議論、及び骨太方針

医療法人制度等の在り方 <社会保障制度改革国民会議>

<議論の整理>

医療機能の分化・連携のための医療機関の再編等を可能とし、ケアをベースとしたコミュニティ形成、町作りにも参画できるように医療法人制度の見直しを行うべき。

具体的には、医療法人が病院経営の非営利性を担保しつつ付帯事業で住宅建設（サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム）や町のインフラ形成に参加、共同事業を立ち上げることができる道を開き、その際のファイナンスの選択肢として、今後、慎重に設計されるべき「ヘルスケアREIT」等を視野に入れるべき

地域を起点とした公的安心サービス提供基盤の整備を進めていくため、病院の統合・再編による機能の集約化・分化と、医療・介護と高齢者向け住宅を結合すべき。

<主な論点と対応の方向(案)>

・医療法人制度の見直しについて
→ 医療法人制度については、医療法人の非営利性を担保すること、本来業務である病院等の経営に支障を来さないことなどを前提としつつ、医療機能の分化・連携の推進や医療法人の健全な経営が図られるよう、具体的な提案内容についての検討を行っていくべきではないか。

医療法人の業務範囲(附帯業務の拡大、海外展開) <産業競争力会議>

民間議員の提案	厚生労働省の対応・考え方
医療法人がフィットネス等健康増進や配食等生活支援を円滑にできるためのガイドラインの策定	医療提供という本来業務に支障のない範囲で本来業務と関連する業務(附帯業務)は実施可能。例えば、生活習慣病の者に対する医師の指導に基づく健康増進や、高血圧、高血糖又は生活習慣病の者に対して、医師等が行う栄養指導や運動指導と併せて配食サービスを行うこと等、附帯業務のうちの保健衛生に関する業務として整理できるものは、今後通知改正で対応。
医療法人が一定要件の下で海外現地法人に出資できることを明確化	社会医療法人は、海外現地法人に出資することは可能。 一般の医療法人について、海外事業に失敗したとしても地域医療の提供に影響を与えない範囲内で出資可能とすることについて検討。

骨太方針(経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定))

第3章 経済再生と財政健全化の両立

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(1) 持続可能な社会保障の実現に向けて

② 社会保障の主要分野における重点化

(医療・介護)

医療提供体制の改革については、…(中略)…医療法人間の合併や権利の移転等に関する制度改革を検討する。

「医療機関債」発行等のガイドラインの一部改正

改正の経緯

- ① 平成23年度に医療機関債の勧誘をめぐるトラブルが顕在化したことから、内閣府消費者委員会が平成24年9月に「医療機関債に関する消費者問題についての提言」を実施
- ② ①の提言を受け、厚生労働省において、医療機関債の発行状況を調査し、平成25年3月に調査結果を公表
- ③ 以上を踏まえ、公認会計士からの意見聴取も行き、一部改正するもの（現在、パブリックコメント実施中）。

改正の主な内容（トラブル防止、債権者保護の視点から改正）

- ① 公認会計士等の監査が必要となる発行額等の見直し
1回当たりの発行総額が1億円以上 → 1会計年度の発行総額が1億円以上
- ② 監督庁への届出を新設
勧誘を行う1ヶ月前までに発行要項等の必要な書類を監督庁に届けること
- ③ 購入対象者の明確化
不特定多数に対する販売への注意を促すため、購入対象は、法人の役職員や縁者、地域住民等であることを明記
- ④ 医療機関債購入の勧誘方法について消費者保護関係の規定を追加
誠実公正義務、虚偽説明の禁止、再勧誘禁止等、金融商品取引法を参考に規定
- ⑤ 決算期の債権者への情報開示書類の明示
法定書類のほか、取得資産の状況、直近の3会計年度の財務状況等を開示することを明示
- ⑥ 期中償還事由の明確化
購入者の死亡のほか、「破産」「障害等による生計維持困難」等の事由を列挙し明確化

第183回通常国会での医療法人制度関係の質疑

理事長要件の見直しについて

<平成25年3月8日 衆議院予算委員会における江田憲司議員(みん)の質問に対する答弁>

○安倍内閣総理大臣答弁(抜粋)

理事長については、確かに、病院においては医療という観点からと病院経営という観点からもありますので、そういう経営感覚を持った人が枢要な地位にいることも私はずっと重要なポイント、議論するポイントでもあるのかな、このように思っておりました。

医療法人会計基準の策定について

<平成25年3月22日 衆議院厚生労働委員会における足立康史議員(維新)の質問に対する答弁>

○田村厚生労働大臣答弁(抜粋)

医療法人の経営が持続的に、安定的に、健全、透明性を担保するためにも、医療法人会計基準を早急に策定すべきという意見はごもつともである。議員ご承知のとおり、現在四病協にて検討を行っている。基本は自らが行ってもらわなければならない。ただ、小泉内閣から何年も経っているので、全力を挙げて、積極的にお手伝いしてまいりたい。できれば、平成25年度の早い時期に策定されるように我々もお手伝いしていきたいと考えている。

平成25年度 医療施設経営安定化推進事業の概要

医療法人等の提携・連携の推進に関する調査研究

<概要>

- 各地域における医療法人が、経営の合理化・安定化を進めるとともに、地域の医療機能分化及び連携を進める上で参考となるよう、事業協同組合、グループ化、資本提携などにより、
 - ・経営の合理化、安定化を進めている事例、
 - ・医療機能の分化・連携を進めている事例を調査収集し、事例集を作成する。
- 上記の取組を全国的に進めていくための課題や必要な支援のニーズについて調査する。
- 社会医療法人の運営状況等を把握するために必要な資料収集について調査する。

医療法人の適正な運営に関する調査研究

<概要>

- 医療法人の運営等に重大な問題があった場合、当該法人の安定的な経営を損なうのみならず、地域医療への悪影響が懸念される。
- このため、医療法人の組織、財務、運営等の適正性を確認するための指標を作成する。
- 当該指標は、
 - ・医療法人が大きな負担なく自ら定期的かつ容易に確認できるもの
 - ・監督庁において、医療法人が作成した指標の値の正確性を資料等により容易に確認できるものであるものとすることを想定。

1 制度の趣旨

- 医療法に基づく法人。昭和25年の医療法改正により制度創設。
- 医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開く。

【制度創立当初】

私人による医療機関の経営の困難を緩和
(資金の集積を容易にするねらい)

医療機関の経営に継続性を付与
→ 地域医療を安定的に確保

2 設立

- 医療法に基づく社団又は財団。
- 都道府県知事の認可。ただし、2以上の都道府県において医療機関を開設するものは厚生労働大臣の認可。

(法人数)

- ・ 医療法人 48,820 (H25.3.31)
うち社団法人 48,428 (持分なし 6,525、持分あり 41,903)、財団法人 392
 - ※ 持分なし医療法人
 - ・ 解散時の残余財産の帰属先について、個人(出資者)を除外し、国、地方公共団体、他の持分なし医療法人等と定めている医療法人。
 - ・ 平成18年の医療法改正で、新設法人は持分なし法人に限定。ただし、既存の法人については、従前の規定を適用した上で自主的な移行を図る。
- ・ 社会医療法人 201 (H25.4.1)



3 運営

- 医業(病院、診療所、老人保健施設の運営)のほか、保健衛生や社会福祉等に関する附帯業務を行うことができる。
- 社会医療法人の認定を受けた医療法人は、その収益を病院等の経営に充てることを目的として、収益業務を行うことができる。
- 剰余金の配当をしてはならない。
 - ※ 社会医療法人
 - ・ 民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療やへき地医療等(救急医療等確保事業)を担う公益性の高い医療法人として、平成18年の医療法改正で制度化。
 - ・ 役員等について同族性が排除されていること、解散時の残余財産は国、地方公共団体等に帰属する(持分がない)こと、などの要件を満たすことが必要。
 - ・ 医療保健業の法人税は非課税。救急医療等確保事業を行う病院・診療所の固定資産税等は非課税。